

七尾市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

令和8年3月31日

教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、七尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに保護者及び地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校、保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管する学校ごとに協議会を置くことができる。ただし、複数の学校の運営に関し、相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認める場合には、2以上の学校について、1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、対象学校の所在する地域の住民及び対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者の意見を聴くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育課程の編成に関する事項

(2) 学校経営計画に関する事項

(3) その他対象学校の校長が第2条の目的を達成するために必要があると認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に規定する協議会の目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、教育委員会を經由し、石川県教育委員会に対して意見を述べることができる。ただし、特定の職員に関する意見は除くものとする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、対象学校の校長を通じて行うものとし、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力及び参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員)

第8条 協議会の委員は10人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者
- (2) 対象学校の所在する地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、委員の任命に際し、あらかじめ対象学校の校長から意見を聴くものとする。

3 委員の任期は、任命の日から当該任命の日の属する年度の末日までの間とし、再任を妨げない。

(委員の守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。
ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会において必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開するものとする。

(1) 第5条第2項に規定する事項について審議する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、会議を公開すべきでない特別の事情があるものと協議会が認める場合

2 会議を傍聴しようとする者（次項において「傍聴人」という。）は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第13条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要に応じて研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合は、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めるものとする。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、委員が第9条の規定に違反した場合その他特別な理由があると認める場合は、これを解任することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により委員を解任しようとするときは、その理由を示さなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。